

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年9月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第8号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（住居手当）</p> <p>第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） 国、他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>（4） 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>防疫等業務手当</u></p> <p>（3）及び（4） 略</p> <p>（防疫等業務手当）</p> <p>第13条 <u>防疫等業務手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） <u>看護師又は准看護師が病院において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項、第3項、第7項及び第</u></p>	<p>（住居手当）</p> <p>第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、<u>次の各号</u>に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） 国、他の地方公共団体、<u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫</u>若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>（4） 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>結核病棟等業務・感染性検査業務手当</u></p> <p>（3）及び（4） 略</p> <p>（結核病棟等業務・感染性検査業務手当）</p> <p>第13条 <u>結核病棟等業務・感染性検査業務手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） <u>看護師又は准看護師が病院の結核病棟又は感染症病棟において業務に従事したとき。</u></p>

<p><u>8項に定める感染症の患者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）並びに同条第9項に定める新感染症の所見がある者に対して行う看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>中央放射線室の職員が病院において感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第8項に定める感染症の患者並びに同条第9項に定める新感染症の所見がある者に対して行う前条第1項第1号に定める業務又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</u></p> <p>(4) 運転士又は自動車整備士が感染症予防法第21条（<u>感染症予防法第26条において準用する場合を含む。</u>）又は第47条の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務に従事したとき。</p> <p>(5) 職員が感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務（<u>第1号から前号までの業務に該当するものを除く。</u>）に従事したとき。</p> <p>2 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>中央放射線室の職員が結核病棟又は感染症病棟において業務に従事したとき。</u></p> <p>(4) 運転士又は自動車整備士が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「<u>感染症予防法</u>」という。）第21条（第26条において準用する場合を含む。）又は第47条の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務に従事したとき。</p> <p>(5) 職員が感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務（<u>前号の業務を除く。</u>）に従事したとき。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。